政府職員失業者退職手当の追加給付について

【令和7年10月31日時点】 長崎労働局

毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計で、長年にわたり、不適切な取り扱いをしていたことにより、国民の皆様に多大なご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを、一部抽出調査で行っていたことによる政府職員失業者退職手当(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)に基づく失業者の退職手当。以下「失業者の退職手当」という。)の追加のお支払いを、順次開始しています。

1 追加給付の対象者

平成16年8月1日以降、平成31年3月17日までに失業者の退職手当を 受給した方

※受給時期や受給額によっては、追加給付が発生しない場合があります。

2 追加給付の進め方

- i 失業者の退職手当を支給した長崎県内のハローワークで保存している 書類をもとに、職業安定部職業安定課において、追加のお支払いの対象 となることが確認できた方に対し、順次「お知らせ」等を送付します。
- ii お手数ですが、同封の「返答書」に口座情報など必要事項をご記入の上、職業安定部職業安定課雇用保険係あてにご返送ください。
- iii 職業安定部職業安定課雇用保険係にて「返答書」を受け取り、ご返答 の確認ができた方から順次、追加のお支払いを実施します。
- ・上記1「追加給付の対象者」に該当している方については、まずは 「お知らせ」の送付をお待ちください。
- ・ご自身が対象となるか不明な場合は、職業安定部職業安定課雇用保険係 へお問い合わせください。

(長崎県内のハローワークでの受給に限ります。)

くご注意下さい!>

○ 上記「お知らせ」は、

職業安定部職業安定課雇用保険係

から郵便物により送付します。

- それまでの間、これらの「お知らせ」をかたる郵便物にご注意ください(発送の進捗状況については、随時このページでご案内してまいります)。
- 本件に関して、都道府県労働局、失業者の退職手当の支給を受けた ハローワーク以外から、直接お電話や訪問をすることはありませんの で、これらをかたる電話・訪問があった場合は、ご注意ください。
- 国の機関と誤認させるような名称の団体等にもご注意ください。
- 不審な電話等がありましたら、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワーク又は当該ハローワークを管轄する都道府県労働局にご確認ください。

3 追加給付の進捗状況

- ●確認された失業者の退職手当の追加給付対象者数: 226名 うち、追加給付のお支払い等を完了した人数: 93名
- ※ 引き続き、対象となる方の確認を行っております。 確認ができた方から順次、「お知らせ」を送付してまいります。
- ※「追加給付の対象者」に該当するお心当たりがあるにも関わらず、 「お知らせ」が届かない場合は、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】長崎労働局職業安定部 職業安定課 雇用保険係

住所:長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階

電話:095-801-0040

【厚生労働省HPのリンク】

URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00083.html